

藤元議員 2点について質問させていただきます。最初に、健康増進対策についてであります。本年4月1日現在、本町における65歳以上の方の総人口に占める割合は40.39%、実数で言いますと1,958人。そして、20歳以上の成人4,260人のうちの45.96%、つまり、本町においては成人のうち、2人に1人は65歳以上ということになります。そして、人口予測によりますと、このまま行くと、この高齢化の進行はますます進み、平成27年には高齢者比率は45.6%、平成32年には49.1%になると推測されております。あと、10年もしないうちに総人口の半分は65歳以上のお年寄りになるとの予測がされているわけでありまして。このような状況でございますので、人が集まると必ず健康についてのことが話題になります。特に、70歳前後の方が集まると、足が痛い、腰が痛いから始まって、同級生の誰れさんが亡くなった。誰れさんが入院した。今度の同窓会を最後にしようとか、こういうようなことが話題になっております。歳をとれば、あちこち痛んでくるのは仕方がないことであり、機械のように動きが悪くなれば油をささなくてはなりませんし、部品が悪ければ交換もしなければなりません、とにかくただ長生きするだけでなく、健康寿命という言葉がありますが、健康で長生きすることが大事であります。65歳の方をお年寄りと呼ぶことには抵抗がありますが、とにかく、今日、お年寄りと呼ばれている方々は、戦前戦後と苦労しながら日本の国を、そして、牟岐町を支えてこられた方々であります。老後は健康で長生きしていただき牟岐町の活性化に力を貸していただきたいと思っております。さて、本日、取上げたいのは、お年寄りも含めた健康増進対策についてであります。町長は、就任以来、防災対策と牟岐町の活性化を柱にその施策を進めてまいりました。まだ、始まったばかりですが、その多くは、町民のみなさんが共感できる中身であると思っておりますし、多くのみなさんに支持していただいているのではないかと思います。それは、町民のみなさんが、一度しかない人生を悔いなく生きたい、豊かな人生をおくりたいとの気持が強いからであります。そうでなければ町民のみなさんから防災対策の強化や町の活性化を求める要望も上がってまいりません。個人では、健康で命があってこそその趣味であり仕事であり家庭生活であります、行政は住民あっての行政。住

民の命と健康があってこそその防災対策であり、町の活性化であります。町民のみなさんが、自らの健康と命の重みを感じれば感じるほど、防災対策でも町の活性化でも前向きに力を発揮していただけるものだと考えます。そういう意味で健康増進対策は、行政の基本になければならないと言えるかもしれません。町民のみなさんの健康増進を考える場合、医療、介護の充実、強化の必要性はいうまでもありませんが、今日特に必要なことは、自らの健康は自らが守るという意識づくりをしていただくことが重要ではないでしょうか。糖尿病による死亡率が徳島県は、依然として全国トップであるということは良く知られているところではありますが、6月8日発表された2011年の厚生労働省の人口動態統計によりますと、糖尿病に加え肝疾患の死亡率は10万人あたり全国平均13人を5.8人上回っておりますし、慢性閉塞性肺疾患は昨年より改善したものの、ワースト3位、腎不全はワースト7位ということであります。また、生後1年未満で亡くなった赤ちゃんの割合である乳児死亡率は出生千人当たり5.1人で全国最悪だということであります。また、2006年から2010年までのデータをまとめた国民健康栄養調査によりますと、肥満者の割合は全国5位、野菜摂取量は男性は最下位、女性はワースト2位であります。野菜摂取量のことをもう少し詳しく言いますと、一日350gの目標に対して、徳島の男性は245g。105g不足しているということです。女性は241gで109g不足しているということになります。1年間では男性は38kg、女性は、40kg不足ということになります。牟岐町全体では20歳以上の方で言いますと1年間で166t不足ということになります。本町においても野菜の生産をまだまだ増やせる可能性があるという言い方もあるかもしれません。徳島県のデータが即、牟岐町に当てはまるとは限りませんが、その傾向は否定できないと考えますので紹介させていただいたわけではありますが、大変ショッキングなデータではなかったでしょうか。ほんの少しのデータではありますが、これだけを見ても徳島県人の食生活を含めた生活習慣に問題があることが推察されるのではないのでしょうか。しかし、だからといって行政が、町民のみなさんに健診を受ける、野菜を食べる、運動しろと押し付けたり強制できるわけではありませんし、また、生活習慣を改めるといっても、タバコや酒を止めた

いと思っても即止められる方は少ないと思います。食習慣にしても、個々の家庭により味や食材についても伝統があるし、経済的な問題、就労時間等、様々な解決しなければならない問題が山積みでございます。したがって、町行政としては、あくまでも情報を提供したり、健診する機会をつくったり、あるいは学校教育など、あらゆる機会を通じて、健康と命の大切さ、食の大切さを伝えてゆき、町民のみなさん自らの健康に対する意識を高めていただくより方法がありません。大変根気が要る難しい課題ではありますが、将来を見据え本腰をいれて取組まなければならない課題であることには間違いのないと思います。ここで伺いたいします。町民のみなさんが健康に暮らしていただくためには、まずは、自分は健康だと思っている人も含め、自分の身体の状態をしっかりと知っていただく必要があります。そのためにもまず健診を受けていただくことが何より大事であります。本町が行っている特定検診、がん検診の受診者が減っているように聞いていますが、現状はどうかをお伺いいたします。また、減っているのなら、今後増やしていくためにどのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。次に、心の健康を含め町民のみなさんが健康づくりに足を踏み出すための切っ掛けづくりが行政には求められていると思います。人様々で、一歩足を踏み出す切っ掛けは、一枚のお知らせのチラシであったり、たまたま参加した講演会であったり、友人に連れられて参加した催しだったりします。出来るだけ多くの方が参加できる機会を提供することが大切であります。町長は、就任してからこの6月議会で、定例議会では5回目の議会になりますが、23年の6月議会では、これらの避難所は道路で行き来を可能とします。平時は散歩コースや公園などとして日常的に使用していただき管理していただく。また、これらの施設を使ったウォーキング大会などのイベントを開催し、交流人口の増加も図りたいと考えています。と所信表明で語っています。また、同年9月議会では、徳島県は糖尿病死亡率がワースト1となっていることもありまして避難路は散歩やジョギングなどのように健康管理や活性化のために、また、趣味のために利用していただくのが一番良いと考えていますと、述べています。本年3月議会でも同趣旨のことを述べております。なかなか良い発想だと思います。ウォーキングは、足腰の衰えを防ぐことが出来ますし、

時間さえあれば費用がかからず手軽に始められます。何処に出かけるのにもバイクや自動車を使い、歩くことが少なくなってしまう本町のみなさんにとっては最適の運動ではないでしょうか。大会やイベントがあれば、始める切っ掛けになるかもしれませんし、愛好者が増えるかもしれません。計画の進捗状況をお聞きいたします。次に、先ほども述べましたように長く続いた食生活を含めた生活習慣は、なかなか変えられるものではありません。どうしても幼少期の生活習慣がそのまま大人になっても続くこととなります。そのためにも幼少期の家庭や保育所、学校での生活習慣や教育が大変大切だということになります。本年4月の牟岐小学校における教育委員会の式辞のなかで、朝ご飯は必ず食べてきてくださいとお話がありましたが、お菓子や果物を食べて、朝食を食べてこない子どもが増えているというお話も聞くことがあります。保育所や学校では、食育に取り組んでいただいていると思いますが、子どもたちの状況、取り組みについてお伺いいたします。次に、先ほどから述べてきましたように、町民のみなさま方の健康づくりは、今後の人生を悔いのない豊かなものにしていただくためにも、そして、活力ある牟岐町が創れるのかどうかがかかっている大変重要な課題であります。個々の努力ももちろん大切ですが、町行政がその先頭に立って、町民のみなさんの健康づくりをしていくという決意を込めて、健康づくり町宣言をする考えがないかを伺って、次の質問に移りたいと思います。次に、大型共同作業所明け渡し等請求訴訟についてあります。住民あつての行政が住民相手に訴訟を起こす。10数年の議員生活の中で初めての経験だと思えます。こんなことはあってほしくないことではありますが、今回はやむ得ないことだと思っております。前町長時代ですが、平成20年4月1日、牟岐町は、住民A氏と期限を平成23年3月31日までとする大型共同作業所の使用貸借契約を結びました。しかし、期限を過ぎた後も建物の返還をしないばかりか、A氏の親族であるB氏が中国人を居住させ縫製事業を行っていたということでもあります。21世紀の日本でこんなことが行われ、しかも契約期間が過ぎたあと1年以上も堂々として行われてきたということですから驚きであります。非常識にも程があると思えます。したがって、訴訟の提起もやむ得ないものと理解をしていましたが、13日の全協では、明け渡しを表

明したということでA氏、B氏を訴訟対象から外すこと。また、中国人については既に帰国しているので同じく外すとの説明がありました。したがって、訴訟相手は有限会社叶繊維だけということになりました。従業員の中国人はまだしも、肝心のA氏、B氏を訴訟対象から外すことには納得できません。そこでお伺いいたします。最初に、今回の訴訟の中身は、被告に対し建物の明け渡しと、平成23年4月1日から明け渡しまでの賃料相当損害金、1ヶ月27、000円の支払いを求める中身でありました。確かに、現在、建物の中の縫製機械などは片付けられており、約束は守られたということであるかもしれませんが、請求していた金額の一部でも支払われたのでしょうか。まずお伺いいたします。次に、建物の使用料は、以前の答弁では無料だというふうに聞いていますが、明け渡しが終わったとの認識の上でお聞きいたしますが、昭和57年に建物を建築してから、牟岐町はA氏と自動継続を含め使用貸借契約を結んできたということですが、契約期限が切れた23年4月1日以前を含め町に対する支払いは全て終わっているのかお聞きいたします。あえて何々の支払いはと聞きません。とにかく町に支払うべきお金の支払いは済んだのかということをお聞きいたします。最後に、明け渡し後の建物をどうするのかということでもあります。築30年が経ち、痛みも目立ち、美観上もよくない状況になっていますが、今後どのようにする予定なのかをお聞きして質問を終わります。

**枅富議長** 福井町長。

**福井町長** 藤元議員のご質問にお答えさせていただきます。まず最初の健康増進についてということでございますけども、私も非常に重要なことであるということで、就任当初から積極的に取り組まなければならないということで、本来だったらもっと事業進捗があっても然るべきだと思いますけども、ちょっと大きな問題がいろいろございまして、遅れているところがございまして。まず1番のご質問の健診の受診状況、また、どのように受診者を増やしていくかとのことでございますけども、牟岐町の健康増進策といたしましては、生活習慣病の予防のため特定健診の実施をはじめ各種がん検診などの充実、妊娠期からの

健康診査、子どもの健康な成長の発達のための乳幼児健診を実施いたしております。そしてこれらの健診を通じ、保健指導、健康相談、健康教育などを行い、健診後のフォロー体制の充実、健康管理意識の高揚、自分の健康は自分で守るという自主的な健康づくりの意識付け及びきっかけづくりを行っております。尚、健診につきましては、がんや生活習慣病の早期発見と食生活の見直しや適切な運動への取組みを促すうえで非常に重要なものと位置付けておりますので、各種の配布物などによります広報や保健師、栄養士による健康教育、健康相談及び訪問等の機会を利用して受診者の増加に努めているところでございます。次にウォーキング大会の計画の進捗状況はとのことでございますけれども、これは冒頭に申しましたように私の選挙公約でもございますけれども、現時点では、津波に対する避難路、避難所の設置の概成と言いますか、簡単な草刈りとか、木々等、ぐらいのところで現在止まっております。毎年、これは少しずつ整備していく、充実していくということで進めておりますので、できるだけその毎年の量は増えるような形で努力してまいりたいと思っておりますが、県の助成と、それに合わせた町の支出ということで進めております。これは避難路を利用したウォーキングコースでございますけれども、他にも景観の良いところがたくさんございますので、海沿いコースとか、笹見の景観の良いところも利用したウォーキングコースを設置して大会もやりたいなというふうな計画もございます。ただ、そこまで踏み込めていないというのが現状でございますので、今後ともご指導のほどよろしく申し上げます。それと、幼少期からの生活習慣、教育への取組みということでございますけれども、これは教育長の方からお答えいただきたいと思います。それと、健康づくりの町宣言をする考えはということでございますが、議員ご指摘の健康づくりの町宣言は、私も将来的には是非実施したいと考えておりますが、行うにはある程度の実績も必要だと思っておりますし、将来計画も必要だと考えております。一過性のものにならないよう機会を捉え何とか実行に移してまいりたいと考えております。ご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。次に大型作業所の明け渡し等訴訟の件でございますが、平成23年4月1日からの金員のお金の支払いはあったかというご質問でございますが、現時点では、支払はございません。ただ、中国人3名

は出国し、個人2人については、退去の意思が十分確認できたということで、当初の目的を達した。つまり不法使用をなくす、そして退去してもらうということが目的でございますので、訴えを取り下げましたけども、会社に対しては今後裁判が開始され判決が出るというふうに考えております。それから、23年4月1日以前の町に対する支払いは全額済んでいるかとのことでございますけども、これも共同作業所の土地、建物は元々無償ということで契約しているので、作業所に関する支払いはございません。後の水道代とかについても支払はございません。それから、今後の建物の利用計画でございますが、現時点では、計画はございません。ただ、今後建物を有効に使えるのか、若しくは解体をしなければならないのか、それについては検討する必要があると考えておりますので、また、いろいろ案がございましたらご提案の方をよろしくお願いいたします。以上でございます。

**枅富議長** 峯野教育長。

**峯野教育長** 藤元議員の質問にお答えします。幼年期からの生活習慣、教育が大切であるが、子ども達の状況、取組みはどうかという質問ですけども、平成23年3月に策定された第二次徳島県食育推進計画では、小学校では食品の組み合わせなどバランスのとれた食事について知識を身に付けること。中学校では食事が果たす役割や健康との係わりを理解し、朝食をはじめ毎日規則正しく食事を取ることなどを目標に子ども達の発達段階に応じた取組みを推進することとしております。牟岐町の学校におきましても発達段階に応じて食育全体計画を作成しており、学校教育活動全体の中で系統的、計画的に指導を進めております。また、体育、保健科、家庭科、特別活動等の授業の中で運動習慣づくり、睡眠の大切さや生活リズムの作り方、ストレスを和らげる生活習慣と病気の係わり等においての指導を行い、自分の健康は自分で守るという意識の高揚を図っております。子ども達の状況につきましては、平成23年度の学校保健統計調査報告書によれば、牟岐町の子ども達の身体の発育状況は、県平均に比べて学年や男女により上回っている項目や逆に下回っている項目はあるものの

全体的には大きな課題はないという結果になっております。今後も保護者や関係機関等連携を図りながら牟岐町の子ども達の健全な育成に向け、成長に向け食に係わる教育を一層推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

**杣富議長** 藤井健康生活課長。

**藤井健康生活課長** 私の方からは、健診の受診状況と受診者数の増加等についてから説明させていただきます。特定健診、がん検診等各種健診させていたいただいているのですが、とりわけ特定健診につきまして、近年の状況を説明させていただきます。平成20年度の受診者数と受診者率について報告させていただきます。平成20年度が646人、受診率46.4%、平成21年度が525人、43.3%、平成22年度が474人、36.2%、昨年23年度が456人で35.8%と、只今減少している状況でございます。それで本年に入りまして、健診状況ですが、婦人がん検診、5月12日に実施いたしまして、乳がん検診が67名、子宮がんが54名の方が受診されております。ただ、ちょっと昨年の同時期との比較は、まだしていないので、比較の方は説明できない状態です。それから、特定健診に関しましては、現在申し込みを受け付けている段階で、本年は集団検診を7月、8月、9月の3回実施予定で健康生活課で申し込みを受け付けておりますし、電話によります申し込みも受け付けさせていただいております。それから、町内の3病院では、7月から12月25日までの期間、各病院の診療時間内でも健診実施予定です。尚、特定健診ですが、国民健康保険の加入者で、年齢40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方については、今年度より無料で受診いただけるようにご案内させていただいております。このように集団検診等医療機関の個別健診の機会を設けること。それから、節目年齢の方の無料化で受診者数の増加を目指しております。また、集団検診では、早朝と言いますか、午前7時30分から10時30分までの午前の早い時間帯を設定しまして受診者の増加を目指しております。それから、広報としましては、健康カレンダー、広報チラシの配布により受診

を広く呼びかけさせていただきます。また、節目の方には個人への案内通知をお送りしますとともに健康教育、健康相談、訪問時により対面で個別勧奨を図り受診者数の増加を努めてまいります。それで訪問の方ですが、現在200名程度訪問させていただきまして、個別の勧奨を進めさせていただいております。今後もこれについてはこのまま取り組んでいきたいと思っております。それから、ウォーキング大会なのですが、健康づくりの3本柱として、栄養、運動、休養が重要と言われておりますが、以前、運動も考えて役場をスタート地点としまして、鬼ヶ岩屋温泉であるとか、四国の道であるとか、いろいろなウォーキング大会の実施をしておりましたが、現在は徳島県ウォーキング協会が実施しております、1事業に乗って実施の方に取り組んでおります。尚、ウォーキング大会に関しましては、老人会をはじめ各種団体で取り組んでいただいておりますし、個人の方でも自分の時間と体力にあった形で早朝であったり、夜間であったりいろんな形で楽しめる方がかなり増加し、定着したものと感じております。また、今後もこういったウォーキング大会、町長の方にもありましたが、避難路を使ったもの、そういったもので健康管理意識が高まるようなものを今後、模索、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。もう1点、健康づくりの町の宣言なのですが、健康増進、健康管理意識の高揚、また、きっかけづくりを図る。宣言なのですが、単にイベントや催しもので終わってしまうと有効的な開催というふうになりませんので、その辺りを慎重に検討した上で取り組まさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

**枅富議長** 浜内保育所長。

**浜内保育所長** 私の方からは、幼児期からの生活習慣についての子ども達の状況と取り組みについてお答えいたします。乳幼児期の子どもの健康につきましては、排泄、食事、睡眠などの基本的な生活習慣ができるようになることが大切であります。登所時におきまして、保護者から子どもの状態について聞いておきまして、健康状態を観察しながら年齢に応じた基本生活習慣が自立できるように毎日の保育の中で指導を行っております。特に健康増進に大切な食育に

つきましては、栄養士による栄養管理、ヘルスメイト、保健師等による食育指導、保護者への毎月の献立表配布など食育の推進を図っております。保育所の食事につきましては、みんなで一緒に楽しく食べるということを1番の目的といたしまして、食べることの楽しさを覚えさせ、その中で嫌いなものでも少しずつ食べられるよう個人個人の目標を立てて指導しております。健康な体づくりは毎月の身体測定により発達状態を把握して年齢及び発育に応じたいろんな遊びやゲームを通して体を使う、体を動かすことの楽しさを覚えさせたり、園外活動などで自然の中での活動を通して体力の向上を図っております。また、年齢が高くなるにつれまして、ラジオ体操、また、冬場のマラソンなど毎日の活動の中で体力づくりなどにも取り組んでおります。また、家庭におきまして毎朝の朝食、また、早寝早起きなどの基本的生活習慣について、個別懇談などをしまして保護者と連携して推進しております。今後も児童の基本的生活習慣の向上、食育の推進、健康な体づくりなどに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

**枅富議長** 岩田住民福祉課長。

**岩田住民福祉課長** 私の方からは、藤元議員さんの一般質問の中の2点目にあります、大型共同作業所明け渡し等請求訴訟についてでございますが、このうちの1点目にあります、明け渡しまでの金員の支払いは一部でもあったかということでございますが、この件につきましては、町長の答弁にもありましたように中国人は出国のため、また、個人2名については、退去の意思があるとの確認が取れたことと、元々の裁判に至った経緯が作業所からの退去というのが最大目標であったために弁護士との協議の中で取り下げをするのが妥当であろうとの結論に至りまして、取り下げすることとなりました。ただ、法人部分につきましては、まだ残っているため、これから裁判が開始され判決が出されるものと思いますが、これに伴いまして、その1ヵ月27,000円の金員の支払いにつきましては、当初の連帯してという部分が消えまして、法人が対象となるということでご理解いただきたいと思っております。次に2点目の平成23年4

月 1 日以前の町に対する支払いは全額済んでいるかということでございますが、これも町長が発言しておりますが、大型共同作業所の建物、土地に係る契約につきましては、元々無償になっているということから、支払いは発生するのは電気、ガス、水道、電話のライフライン関係のみと思われます。この中で町に係わってくるのが水道代でございますが、再開した平成 18 年度から滞納があると聞いております。最後になりましたが、今後、建物はどのようにするのかという質問でございますが、昭和 57 年に建築された大型共同作業所の土地、建物とも本町名義になっておりますが、当時、同和地区を抱えていた旧 4 町が同率で負担金を出して建築しておりますので、今後は近隣 2 町の了解を取りながら検討してまいります。また、最後になりますが、外観上がかなり老朽化が目立っておりますので、早く結論を出していけるように考えております。以上です。

**枅富議長** 藤元議員。

**藤元議員** 2 点目の質問のみ再問させていただきますが、質問の中で非常識にもほどがあるというふうに言わせていただきましたけども、今の答弁を聞きまして、その気持ちを益々強くしたわけであります。結局、契約終了後も法人、縫製はやっていたわけですけども、1 円の支払いもない。そして相手が叶繊維になるわけですが、この間の全協での報告でもありましたように実態がないではないかというように言われておりますので、結局、1 円も取れないということであります。それから、おそらくそういう結果になるだろうと思いますし、それから、水道代も私は水道代と言ったらプライバシーで答えられませんかと言われると思って言わなかったのですが、町長の方が言ってくれましたので、18 年から支払が済んでいないということであります。これをどうするのでしょうか。じっと我慢の子でおるのですか。私はこういう甘いやり方がこういう一部の非常識な人を生んできたというように思っております。せっかくの機会であったのにと残念に思っておりますけども、これは、例えば、水道代の方もこれからも請求するのですか。まずお聞きいたします。

**枅富議長** 清水水道課長。

**清水水道課長** 水道使用量の滞納でございますが、その施設につきましては、3ヵ月ごとに督促状を出しております。また、担当の職員が毎月お伺いしてお話しておりましたが、できないということですね、18年から1回も納入されておりません。ただ、今後につきましても滞納分については、法律で決められた範囲においては続けて督促状を出してご理解いただき、お支払していただくという形を取っていきたいと思っております。以上でございます。

**枅富議長** 藤元議員。

**藤元議員** 先ほども申し上げましたとおり、叶繊維がおそらく実態がないのではないかとということでございますので、近いうちに裁判があるという話でありましたけども、結局、どういうふうになると考えられますか。おそらく月に27,000円というのは取れないような状況で終わってしまうのではないのかと思いますけど、どういうふうに予想しておりますか。

**枅富議長** 岩田住民福祉課長。

**岩田住民福祉課長** 法人の部分でございますが、一部法人部分の代表者につきましては、海陽町に住民票は存在しておりますが、聞くところによりますと行方がしれないという状況を聞いております。その状況の中で仮に裁判が始まっても藤元議員の予想されているとおりの判決が出るのではないかなど。その結果、支払いに至るところまではいかないのではないのかと私も考えております。以上です。

**枅富議長** 藤元議員。

**藤元議員** 先程も申し上げましたけども、町行政の一部の人達に対する甘さ、これがこういう事態を作りだしていくというふうに思います。以前の質問でも申し上げましたこともありますけども、例えば、更新住宅の家賃の問題、あまりにも他の住宅と比べて不公平というような事態が残っておりますので、いつまでもこういうことは止めるべきだということを申し上げて質問を終わります。